

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

長洲町は、熊本県の北部に位置し、面積は、19.44 m²と小さいが、有明海に面し、対岸に島原半島、雲仙普賢岳を望む自然豊かな地域である。

人口は、昭和 59 年から 17,000 人台を維持してきたが、平成 12 年を境に減少に転じ、令和 7 年 4 月末には 15,128 人(住民基本台帳)となった。これに併せて高齢化率も年々増加し、令和 7 年 4 月には 37.5%(住民基本台帳)となった。

第 2 期長洲町人口ビジョンによると、将来の人口は年々減少し、令和 12 年には約 14,374 人に推移する見込みである。

本町の基幹産業は製造業であり、有明海臨海工業団地に、造船・サッンの製造業を中心とした約 40 社の企業が立地している。また、本町の伝統産業である金魚や錦鯉等の内水面養殖業経営体数については、昭和 53 年の 46 団体をピークに年々減少し、令和 6 年には 11 団体となった。

本町は、農業及び水産業も盛んな土地で、中でもミニトマトは熊本県下でも有数の産地である。出荷販売額については、平成 23 年の 4 億 7 千万円から平成 28 年には 5 億 2 千万円まで増加したが、令和 5 年には 4 億円に減少している。また、海苔については、平成 24 年の 1 億 6 千万円から平成 28 年には 2 億 9 千万円、令和 5 年には 5 億 8 千万円まで増加している。

このように製造業を中心としたものづくりの町として発展してきた長洲町だが、町内中小企業は、熟練した技術者を多く含む団塊の世代の大量退職による人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、人材確保が急務となっている。また、町内事業所数についても平成 24 年の 584 社(経済センサス)から令和 3 年には 508 社と年々減少しており、現状を放置すると、長い歴史を経て形成された産業基盤が失われかねない状況である。

こうした問題に対応するため、引き続き、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことが課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資の活性化と労働生産性の向上を図り、本町の経済発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が、年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

長洲町の産業は、製造業を中心に農業、水産業及びサービス業と多岐にわたり、多様な業種が長洲町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く、事業者の労働生産性の向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

長洲町の産業は、臨海工業エリア、山間部、海岸部と町内全域にわたっている。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、長洲町全域とする。

(2) 対象業種・事業

長洲町の産業は、製造業を中心に農業、水産業及びサービス業と多岐にわたり、多様な業種が長洲町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、本計画における対象業種は、全業種とする。また、生産性向上に向けた事業の取り組みとしては、新商品の開発、自動化の推進、IT 及びロボット導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等多岐に亘る。

したがって、本計画においては、労働生産性が年平均 3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

2年間(令和7年7月27日～令和9年7月26日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められる事業者等については、先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。